食品衛生法違反に関する情報(保健所、食品衛生検査所)

令和7年7月~令和7年9月

食品衛生法違反事例(食中毒事例を除く)

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
I	R7.7.1	牛肉	食肉の保存基準違反	食品衛生法第13条第2項
2	R7.7.15	牛肉	食肉の保存基準違反	食品衛生法第13条第2項

上記違反食品等による危害防止のため、必要な措置、指導等を実施した。

【参考】

法、条例等	主な規定内容	
食品衛生法第6条第1号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第6条第2号	有毒、有害な物質が含まれ、若しくは付着した食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第13条第2項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第13条第3項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止	
食品衛生法第18条第3項	規格、基準等にあわない器具又は容器包装の販売等の禁止	

食品衛生法違反に関する情報(食肉衛生検査所)

令和7年7月~令和7年9月 食品衛生法違反事例(食中毒事例を除く)

N	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠	措置、指導内容等
ı	R7.7.22	豚の腎臓		食品衛生法 第13条第2項	・当該部位は検査のため全量収去 (検査所で保存期限後に廃棄) ・生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知

【参考】

法、条例等	主な規定内容	
食品衛生法第6条第1号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第13条第2項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止	
食品衛生法第13条第3項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止	